

堺市監査委員公表第 41 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき出資団体監査を  
執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

出資団体監査

## 第2 監査の対象

公益財団法人堺市産業振興センター

## 第3 監査の対象期間

令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

## 第4 監査の実施期間

令和3年8月2日～令和3年12月22日

## 第5 団体の概要

### 1 設立年月日

昭和32年8月8日

### 2 設立目的

中小商工業者等の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、堺市及び南大阪地域の地場産業をはじめとする中小企業の振興を図ることを目的とする。

### 3 基本財産

7億7,800万円（本市出捐額4億3,350万円、基本財産に対する割合55.7%）

### 4 所管部局

産業振興局 商工労働部 ものづくり支援課

### 5 役員及び職員数（令和3年3月31日現在）

理事長 1人

理事 5人

監事 2人

職員 37人（専務理事が事務局長を兼務）

うち常勤職員11人（堺市からの派遣4人含む。）、契約職員4人、再雇用職員2人、非常勤職員9人、アルバイト7人、パートタイム職員4人

## 6 事業状況

令和2年度における公益財団法人堺市産業振興センター(以下「センター」という。)の主な事業は、次のとおりである。

### (1) 経営支援事業

- ア 経営相談事業
- イ 専門家派遣事業
- ウ 情報誌・ホームページ等による情報発信
- エ 知的財産活用支援事業
- オ ビジネスマッチング支援事業
- カ 産学官連携・製品技術開発支援事業
- キ 成長産業育成プロジェクト事業

### (2) 人材育成事業

- ア ものづくり経営大学
- イ 階層別、テーマ別等各種セミナー

### (3) 需要開拓事業

- ア 常設展示事業
- イ 販路開拓事業
- ウ 海外需要拡大事業

### (4) 伝統産業会館運営事業

### (5) 会場提供事業

### (6) 金融支援業務

## 7 財政状態及び経営成績

センターの令和2年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、別紙参考資料のとおりである。

## 第6 堺市との関係

堺市(以下「市」という。)は、基本財産7億7,800万円のうち4億3,350万円を出捐している。

市は、センターに対する補助金として、令和2年度に堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金を3億5,865万1,213円及び特定天井耐震改

修事業補助金を4,444万6,000円交付している。

また、市が令和2年度にセンターに委託している業務は、融資相談等受付窓口業務（1,765万3,000円）、技術開発支援コーディネート事業委託業務（99万9,900円）である。

なお、市からの派遣職員は4人（令和3年3月31日現在）である。

## 第7 監査の項目及び結果

センターにおいて事務事業が設立目的（出資目的）に沿って執行されているか、財務諸表等は基礎となる会計帳簿に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

### 1 規程等について

定款及び経理規程等の諸規程は整備されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 2 経理について

会計経理は適切になされ、決算諸表等は法令等に準拠し、財政状態及び収支状況を適正に表示しているか、会計帳簿の整備及び記帳は適切か、また、証拠書類の整備及び保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

### 3 財産管理について

資金の運用は適切に行われているか、また、財産管理は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり意見を付す。

#### [備品等の管理について（意見）]

センターでは、固定資産台帳に記載している固定資産（センター経理規程により取得価額20万円以上のもの）については、毎年度3月下旬に、当該台帳を基に現物確認を行っている。

一方、取得価額が20万円未満の資産については、これを管理する台帳等はなく、現物確認も行っていないとのことである。しかし、換価性の高いものについては、資産保全の観点から、備品台帳等による管理を行い、必要に応じて現物確認することが望まれる。

また、備品にはノートパソコンなども含まれるが、それらは情報セキュリティの観点からも、より厳重に管理するよう留意されたい。

#### 4 事業運営について

出資者としての権利行使は適切に行われているか、出資団体の財政状態及び収支状況を把握し、適切な指導監督を行っているか、設立目的に沿った事業運営が適切に行われているか、また、委託契約に基づく義務の履行は適切に行われているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) センターに併設されているレストランは、民間事業者が運営し、その休業日については、カフェ・レストラン用施設賃貸借に関する覚書により、「理事長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、別に休業日を定めることができる」とされている。

この点、令和2年4月に新型コロナウイルス感染拡大防止のためにセンターを休館するとともに、併設のレストランも臨時休業としたが、当初の4月7日から5月6日までの期間については、事業者からの書面による申出を受け、レストランの臨時休業及び賃料免除を理事長決裁により決定していた。

しかし、その後、緊急事態宣言が延長され、5月31日までの臨時休業及び5月分の賃料免除を行っていたが、書面による決定を行っていなかった。

- (2) 堺市公益財団法人堺市産業振興センター事業補助金交付要綱には補助対象経費が、限定列挙されている。

この点、センターは、補助対象事業の実施に必要なものとして支出したセンターの経費のうち、什器備品購入支出、建物建設（購入）支出、リース債務返済支出について、センターの決算書とは別に振替表を作成し、下表のように、それぞれ別の費目名（経費）に振り替えて、事業補助金の実績報告書を作成し、振替表とともに市に報告していたため、センターの決算書と市への実績報告書が一致していなかった。

	振替前（センターの決算書）	振替後（市への報告書）
ア	什器備品購入支出 16,144,752 円	消耗品費支出 16,144,752 円
イ	建物建設（購入）支出 14,195,388 円	修繕費支出 14,195,388 円
ウ	リース債務返済支出 3,800,580 円	賃借料支出 3,800,580 円

#### [債務者の経営状況及び担保価値の把握について（意見）]

センターでは、金融支援事業として中小零細の事業者（債務者）が金融機関から融資を受ける際の債務保証を行っている。債務者の返済が滞った場合は、センターが債務者の代わりに、金融機関に対して弁済（代位弁済）を行い、その後、センターが債務者へ求償することとなる。

これに関して令和2年度に、過去にセンターが代位弁済したことにより生じた債務者への求償債権について、回収不能として確定したものが1件、29,162,434円計上された。

回収不能に至った過程で、債務者から担保として提供された土地の使用用途が変化（融資時点では駐車場として利用、競売時点では産業廃棄物置場として利用）したことにより、担保価値が大幅に減少し、競売等による回収価額が下落したとのことである。

金融支援事業として債務保証を行うに際しては、事業性等を見極めるとともに、その後も経営状況を常に掌握し、また、必要に応じて、担保価値が著しく毀損していないかを確認するよう努められたい。あわせて経営支援事業や需要開拓事業等、センターの持つノウハウと連携する等、総合的な支援体制を構築することを検討されたい。